

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により

「野焼き」は禁止されています

ごみ（廃棄物）を野焼き（焼却）することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、原則禁止されています。（一部の例外を除きます。）

「野焼き」を行うと、周辺に煙や灰が飛散し、洗濯物に臭いがついたり汚れたりするなど、周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質が発生する原因となります。

また、「野焼き」は火災の原因にもなっており、瑞浪市においても、毎年野焼きを原因とする火災が発生していますので、「野焼き」は絶対にやめましょう。

「野焼き」は犯罪です！！

野外等での不法な廃棄物の焼却については直接罰を伴う規定があり、違反した場合は、**5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金**に処せられることがあります。

※ 「野焼き」の例外は、次のとおり定められています。（主なもの）

○風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

（例）どんど焼き等の地域の行事における不要となった門松等の焼却など

○農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

（例）農業者が行う田畑の刈草や稲わらの焼却など

※農業用ビニールなどは野焼きしてはいけません

○たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

（例）たき火、キャンプファイヤー等を行う際の木くず等の焼却など

上記の例外規定に該当する場合でも、生活環境保全上の支障が生じている（苦情がある）場合などは、例外扱いできないこともありますので、ご注意ください。

「野焼き」によらないごみの出し方

庭木の剪定枝、刈草、木葉については、市の指定ごみ袋に入れて、可燃物として集積場所に出すことができます。

または、トラックなどでクリーンセンターに直接持ち込み、計量の上処分することができます。

農業用ビニール等については、生活ごみと同様に市の指定ごみ袋に入れて、可燃物として集積場所に出してください。



参考資料

「野焼き」等を原因とした火災件数（瑞浪市）

平成29年度 8件（火災件数20件）

平成30年度 5件（火災件数19件）

令和元年度 4件（火災件数16件）

※ほとんどが枯草焼却、生活ごみ焼却によるもの

問合せ先

瑞浪市役所 環境課 廃棄物対策係
☎68-9806（環境課直通）